

農地を相続したら・・・

- **法務局で相続登記の手続きを行ってください。**

手続場所：鹿児島地方法務局
〒892-8511
鹿児島市山下町 13 番 10 号
鹿児島第 3 地方合同庁舎
TEL099-219-2100

- **相続登記が完了したら**
→ **農業委員会へ届出を行ってください。**

相続登記完了後に交付される書類

- ・ 登記完了証
- ・ 登記識別情報通知書
- ・ 登記事項証明書（要請求）

【必要書類】

- ・ 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書
- ・ 誰がどの農地の権利を取得したのか確認できる書類
＝以下の①②③のどれかを添付 ※登記識別情報通知書は不可
 - ① 登記完了証の写し
 - ② 登記事項証明書（＝登記簿謄本）の写し
 - ③ 遺産分割協議書の写し

- **相続した農地が、畑かんの場合**
→ **「組合員資格得喪通知書」を提出してください。**

提出先：南薩土地改良区
〒891-0701
南九州市穎娃町郡 1396 番地 TEL0993-36-1301

- **山林がある場合は、耕地林務課で手続きを行ってください。**

指宿市農業委員会事務局 農地総務係

〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町 301 番地
TEL 070-1416-7512（農地総務係直通）